

事故報告について(報告義務)

障害福祉サービス事業所は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等により、以下のとおり義務付けられている。

- 1 事業者は、利用者に対する障害福祉サービス等の提供により事故が発生した場合は、**都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡**を行うとともに、**必要な措置**を講じなければならない。
- 2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、**記録**しなければならない。
- 3 事業者は、利用者に対する障害福祉サービス等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、**損害賠償**を速やかに行わなければならない。

【事故報告の対象サービス】

- 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス、障害者支援施設、一般相談支援事業、地域生活支援事業、地域活動支援センター及び福祉ホーム
- 児童福祉法に基づく障害児通所支援、障害児入所施設、障害福祉サービス、障害児相談支援、地域生活支援

【事故が起きたら】

- ①まずは、利用者(児)の御家族へ速やかに連絡を行い、十分に説明を行ってください。
- ②次に、電話により、県障がい福祉課等の報告先(次頁)に第一報を入れてください。
- ③事業所において事故原因の究明、再発防止策の検討を行い、改めて文書にて事故報告を提出してください。

事故報告について(対象となる事故)

| 重大事故 | |
|---------|---------------------------------|
| 死亡 | 治療に30日以上かかる負傷、疾病 |
| 一酸化炭素中毒 | 重大な生命身体事故等が発生するおそれのあるもの(火災、窒息等) |

| その他の事故 | |
|-----------------|---|
| 治療に1日以上かかる負傷、疾病 | 怪我、火傷、誤嚥、誤薬等のうち、医師の診察又は同等の処置を要するもの(消毒処置のみの軽微なものは報告不要) |
| 無断外出 | 警察等の協力による捜索が必要となるもの |
| 感染症の集団発生 | 食中毒、インフルエンザ、結核、感染性胃腸炎、コロナ等 |
| 職員の法令違反によるもの | 送迎中の事故及び法令違反、情報漏洩、横領、不正会計処理等 |
| 天災による被害 | サービス提供に影響する重大なもの |
| その他 | 事業所が必要と判断したもの |

事故報告について(報告内容)

- 1 報告年月日
- 2 事業所の内容
 - (1) 法人の名称
 - (2) 事業所の名称・所在地・電話番号
 - (3) 報告者の職氏名
- 3 利用者の概要
 - (1) 氏名・性別・年齢・住所・連絡先
 - (2) 障がい種別、障害支援区分
- 4 事故の概要
 - (1) 事故発生日時・場所
 - (2) 事故の種別
 - (3) 事故発生の経緯
 - (4) 事故後の対応
- 5 利用者家族への対応等
 - (1) 利用者の状況
 - (2) 利用者・家族等に対する連絡・説明
 - (3) 損害賠償（保険適用）の状況
 - (4) 治療医療機関名
- 6 市町村及び関係機関への連絡・説明状況
- 7 事故の原因及び今後の改善策

【事故報告先】

- ・指定権者(宮崎県障がい福祉課又は宮崎市障がい福祉課)
- ・利用者の支給決定市町村
- ・事業所所在市町村

必要以上の情報（記録）を送ることや、
情報が不足することのないようお願いします。

事故報告書(例)

記入日： 年 月 日
報告者：(職名) ○○ ○○

| | | | | | | |
|-----------------|-----------|-------|------|---|------|-----|
| 利用者名 | 生年月日 | 年 月 日 | 年齢 | 歳 | 性別 | 男 女 |
| 障害名 | | | 手帳等級 | | 支援区分 | |
| 身元引受人 | (続柄：) | 住所 | | | | |
| 事故等の発生日 | 年 月 日 () | | | | | |
| 発生状況 | | | | | | |
| 場 所 | | | | | | |
| 時 間 | 時 分頃 | | | | | |
| 事故等の状況 | | | | | | |
| 事故時の対応 又は見通し | | | | | | |
| 事 故 原 因 | | | | | | |
| 事故後の対応 | | | | | | |
| 今後の支援について | | | | | | |
| その 他 事 項 | | | | | | |

障がい者雇用を検討されている企業の皆様へ

障がい者委託訓練を実施してみませんか？ (実践能力習得訓練コース)



- 障がい者雇用を進めたいが、どうしたらよいのだろう…？
- 障がい者雇用をしたことがないので、いきなり雇用するには不安がある。
- 実際にどのくらいの業務が出来るのだろうか…？

このような想いを抱えられた事業主の皆様におすすめします

障がい者委託訓練(実践能力習得訓練コース)とは

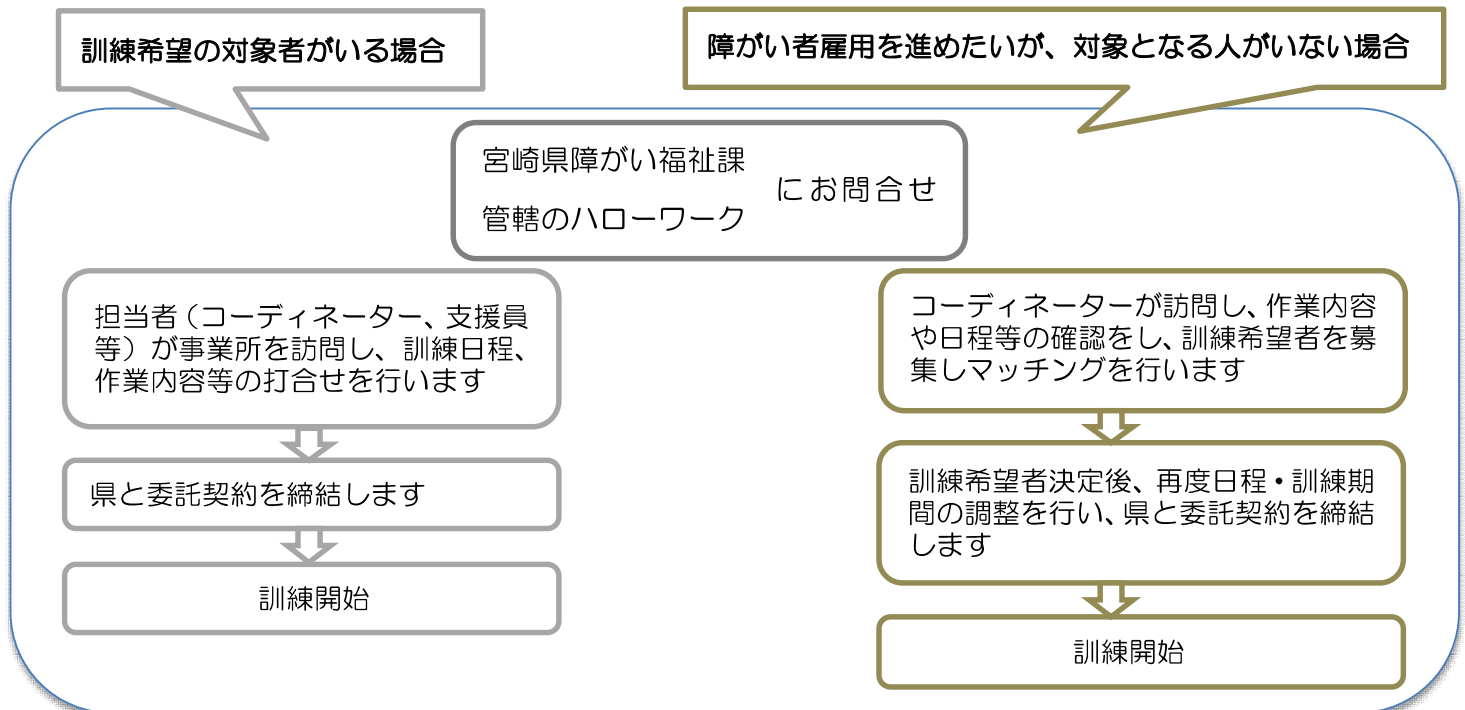
障がいのある方が、訓練先として県より委託された事業所（企業、NPO法人、社会福祉法人等）の現場において実際の作業実習を行います。雇用は義務ではありませんが、一定期間、実力や適性を見極めた後に採用するかどうか考えることができるため、事業主の方にとって有意義な制度です。

訓練概要

| | |
|--------------|--|
| 対象者 (訓練生) | 障がい（精神・発達・知的・身体・難病等）のある方で障害者手帳を有している方、または医師の意見書等で障がいの程度の確認ができる方。訓練開始日現在で住民票が宮崎県内にある方。職業訓練の受講により就職に必要な技能習得及び就労が見込める方。公共職業安定所に求職申込を行っている方。 |
| 訓練期間 | 約 1 か月～3か月 |
| 訓練時間 | 月約 100 時間前後（下限：60時間/月） ※訓練事業所（作業内容）や訓練生の状況により、期間や時間の設定を行います。 |
| 訓練内容 | 各事業所現場で、業務内容に沿った作業実習を行わせてください より実践的な職業能力の習得を図ります ※現場で作業の切り出しを行うことにより、現従業員の業務遂行がスムーズになるような補助作業、実際に雇用を見越した業務など |
| 委託料 | 訓練受託事業所には、訓練修了後委託料が支払われます。 ※訓練生 1 人/月額 中小企業 : 90,000円（税別） 中小企業以外: 60,000円（税別） |
| その他 | • 訓練中の事故などに対して、労働災害保険（公費負担）と災害損害保険（個人負担）に加入します。 • 訓練後の雇用義務はありませんが、雇用に向けての相談もいたします。 |

訓練受入までの手続き

障害者職業訓練コーディネーターが関係機関と連携しながら、日程調整から訓練受入までの事務手続き等の支援を行います。



障がい者委託訓練のメリットとは…

- ◆委託訓練を行うことで、障がい者雇用を体験することができ、障がい者雇用についての知識・技術（作業手順や職場のルールの伝え方、業務遂行力の把握、必要な配慮等）を獲得できます。
- ◆障がいのある方と一緒に業務を行うことで、職場内の意識改革や活性化を図ることができます。
- ◆訓練期間が長いので、固定した業務内容だけでなく、違う業務を試すことも出来ます。
- ◆障がいがある方にとっては、仕事内容や環境が自分に合うか確認でき、社会経験も深まります。
- ◆訓練期間中は、就労支援機関や障害者職業訓練コーディネーターでサポートします。

訓練受託事業所は随時募集
しています！
お気軽にご相談ください



お問い合わせ先

宮崎県宮崎市橘通東1丁目9 防災庁舎1階

宮崎県障がい福祉課 障がい者・就労支援担当

☎ 0985-26-7068

2 4 4 - 2 7 7 3
平成31年1月31日

各障害児通所支援事業所 管理者 殿

宮崎県障がい福祉課長
(公 印 省 略)

障害児通所支援事業所における人員基準等の考え方について（通知）

このことについて、下記のとおり整理しましたので、通知します。

この取扱いに基づき、全ての事業所におきまして、人員配置、児童指導員等加配加算の状況を必ず御確認ください。

なお、確認の結果、児童指導員等加配加算について変更が必要となった場合は、平成31年2月8日（金）までに、体制等に関する届出書（変更）を御提出ください。

記

1 人員基準等の考え方

(1) 定員の遵守について

- ① 各事業所におかれては、定員の遵守を徹底すること。
 - ※ 定員を超えた受入れは、災害、虐待その他のやむを得ない事情が存在する場合に限り可能です。
 - ※ 定員超過減算の対象とならないからといって、定員を超えて受け入れてよいというものではありません。
- ② 定員を超えた受入れが常態化している（定員を超えた受入れが、月4日以上、3か月間継続している）事業所は、定員の変更が必要となりますので、県へ事前に御相談ください。

(2) 人員配置について

- ① 基準人員は、1日に受け入れた障害児の数に応じて配置を行うこと。
(例) 定員10名の事業所の場合
 - ・ 1～10名受け入れた場合⇒サービス提供時間を通じて2名以上配置
 - ・ 11名受け入れた場合⇒サービス提供時間を通じて3名以上配置
 - ※ 基準人員…児童発達支援管理責任者、管理者（兼務の場合を除く。）以外の、児童指導員、保育士、障害福祉サービス経験者
- ② 月4日以上、①を満たしていない場合は、人員が1割を超えて減少し

ているとみなし、翌月から人員欠如が解消された月まで人員欠如減算を算定すること。

(例) 1月に①の人員基準を満たしていなかったが、2月には満たした場合は、2月分に人員欠如減算を算定する。

(3) 児童指導員等加配加算について

① 月4日以上、(2) ①を満たしていない日がある場合は、児童指導員等加配加算の算定を行わないこと。

なお、事前に届け出ている職員体制を満たしていなければ、他の単価での加算の算定はできないものとする。

(例) 体制等に関する届出書では「専門職員(理学療法士等)」で届け出ていたが、その月はその配置を満たせず、「児童指導員」であれば体制を満たすため「児童指導員」で加算を取るという扱いはできない。

【児童指導員等加配加算を算定する場合】

② 算定における「基準人員」は、定員に応じた人数とすること。

(例) 定員10名の事業所 → 2人、定員15名の事業所 → 3人

③ ただし、定員を超えた受入れを行っている日の「基準人員」は、受け入れた障害児の数に応じて必要な人数とすること。

2 適用年月日

平成31年4月1日

ただし、1(3) 児童指導員等加配加算については、本通知の日からとする。

※ 以降は、今後県が行う実地指導において指導の対象とする(人員基準や加算要件を満たしていない場合は、報酬の返還を指導する場合もある)。

※ 4月1日までの間に、各事業所において、人員配置や児童の受入状況等について見直しを行うこと。

3 その他

(1) 人員配置の考え方については、参考資料1を参照するとともに、今後の勤務形態一覧表の作成に当たっては、参考資料2を参照し、基準人員と加配人員を分けて作成してください。

(2) 毎月の勤務予定表及び勤務実績表についても、参考資料2を参考に作成し、基準上又は報酬算定上必要な人員が確保されていることを確認してください。

(3) 前提として、人員基準や加算算定の考え方については、各事業所において、厚生労働省の定める下記の基準等をよく御理解くださるようお願い

いします。

- ・ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年 2 月 3 日厚生労働省令第 15 号）
- ・ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 12 号）
- ・ 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 122 号）
- ・ 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 16 号）

【担当】 障がい児支援・管理担当 満木、安部
TEL：0985-26-7068
メール：mitsuki-yoko@pref.miyazaki.lg.jp

従業者の配置は、基準を満たしていますか？

■ チェック項目

1. 基準人員の従業者は、保育士、児童指導員又は障害福祉サービス経験者ですか？
 - ※ 児童指導員等配置加算や児童指導員等加配加算と異なり、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）を受講のみの従業者は対象に含まれません。
 - ※ 人員配置基準において「指導員」が廃止され、「児童指導員」となりました。児童指導員の要件（児童福祉施設の要件（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第21条第6項に規定する児童指導員）を確認してください。
2. サービスの提供時間を通じて配置されていますか？
3. その日の利用児童数に応じた配置数となっていますか？

■ 基準違反の例

（例1）従業者の休日等により、要件を満たす従業者の配置数が不足する日がある。

| 氏名 | 職種 | 勤務形態 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
|----------------|-------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|---|
| A | 保育士 | 常勤 | | ① | ① | ① | ① | ② | |
| B | 児童指導員 | 常勤 | ① | ① | | ① | ① | ② | |
| C | 指導員 | 常勤 | ① | ① | ① | ① | ① | | |
| 基準人員配置数 | | | 1 | 2 | 1 | 2 | 2 | 2 | |
| サービス提供時間 | | | (a) | (a) | (a) | (a) | (a) | (b) | |
| 利用児童数（利用定員 10） | | | 4 | 10 | 5 | 8 | 9 | 2 | |

月・水が基準違反！
要件を満たす従業者が
1人のみ！



<サービス提供時間> (a) 14:30 - 17:30 (b) 9:00 - 17:00
<従業者の勤務時間> ① 9:30 - 18:30 ② 8:30 - 17:30



改善案

| 氏名 | 職種 | 勤務形態 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
|----------------|-------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|---|
| A | 保育士 | 常勤 | | ① | ① | ① | ① | ② | |
| B | 児童指導員 | 常勤 | ① | ① | | ① | ① | ② | |
| C | 指導員 | 常勤 | ① | ① | ① | ① | ① | | |
| D | 児童指導員 | 非常勤 | ③ | | ③ | | | | |
| 基準人員配置数 | | | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | |
| サービス提供時間 | | | (a) | (a) | (a) | (a) | (a) | (b) | |
| 利用児童数（利用定員 10） | | | 4 | 10 | 5 | 8 | 9 | 2 | |

<サービス提供時間> (a) 14:30 - 17:30 (b) 9:00 - 17:00
<従業者の勤務時間> ① 9:30 - 18:30 ② 8:30 - 17:30 ③ 14:00 - 18:00

(例2) サービスの提供時間を通じて、従業者が配置されていない。

| 氏名 | 職種 | 勤務形態 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
|-----------------|-------|------|---|-----|-----|-----|-----|-----|---|
| A | 保育士 | 常勤 | | ① | ① | ① | ① | ② | |
| B | 児童指導員 | 非常勤 | | ③ | ③ | ③ | ③ | ③ | |
| 基準人員配置数 | | | | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | |
| サービス提供時間 | | | | (a) | (a) | (a) | (a) | (b) | |
| 利用児童数 (利用定員 10) | | | | 10 | 5 | 8 | 9 | 2 | |

<サービス提供時間> (a) 14:30 - 17:30 (b) 9:00 - 17:00

<従業者の勤務時間> ① 9:30 - 18:30 ② 8:30 - 17:30 ③ 14:00 - 17:00

火～金が基準違反!
17:00～17:30の時間帯が
1人のみ!

土が基準違反!
9:00～14:00の時間帯が
1人のみ!



非常勤の従業者の勤務時間を変更

改善案

| 氏名 | 職種 | 勤務形態 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
|-----------------|-------|------|---|-----|-----|-----|-----|-----|---|
| A | 保育士 | 常勤 | | ① | ① | ① | ① | ② | |
| B | 児童指導員 | 非常勤 | | ③ | ③ | ③ | ③ | ② | |
| 基準人員配置数 | | | | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | |
| サービス提供時間 | | | | (a) | (a) | (a) | (a) | (b) | |
| 利用児童数 (利用定員 10) | | | | 10 | 5 | 8 | 9 | 2 | |

<サービス提供時間> (a) 14:30 - 17:30 (b) 9:00 - 17:00

<従業者の勤務時間> ① 9:30 - 18:30 ② 8:30 - 17:30 ③ 14:00 - 18:00

(例3) 利用児童数に応じた配置数となっていない。

| 氏名 | 職種 | 勤務形態 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
|-----------------|-------|------|-----|-----|-----|-----|-----|---|---|
| A | 保育士 | 常勤 | ① | ① | ① | ① | ① | | |
| B | 児童指導員 | 常勤 | ① | ① | ① | ① | ① | | |
| 基準人員配置数 | | | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | | |
| サービス提供時間 | | | (a) | (a) | (a) | (a) | (a) | | |
| 利用児童数 (利用定員 10) | | | 4 | 13 | 5 | 8 | 9 | | |

<サービス提供時間> (a) 14:30 - 17:30

<従業者の勤務時間> ① 9:30 - 18:30

火が基準違反!
13人利用者がいるので、
3人必要!



非常勤の従業者を配置

改善案

| 氏名 | 職種 | 勤務形態 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
|-----------------|-------|------|-----|-----|-----|-----|-----|---|---|
| A | 保育士 | 常勤 | ① | ① | ① | ① | ① | | |
| B | 児童指導員 | 常勤 | ① | ① | ① | ① | ① | | |
| C | 児童指導員 | 非常勤 | | ② | | | | | |
| 基準人員配置数 | | | 2 | 3 | 2 | 2 | 2 | | |
| サービス提供時間 | | | (a) | (a) | (a) | (a) | (a) | | |
| 利用児童数 (利用定員 10) | | | 4 | 13 | 5 | 8 | 9 | | |

<サービス提供時間> (a) 14:30 - 17:30

<従業者の勤務時間> ① 9:30 - 18:30 ② 14:00 - 18:00

留意事項

ただし、利用定員内での運営が原則です。
減算にかからない範囲であっても、定員超過が常態化していると判断される場合は、定員の変更が必要となります。

児童指導員等加配加算の考え方の例 ～ 利用定員10人の事業所の場合～

| 区分 | 氏名 | 職 種 | 勤務 形態 | 第1週 | | | | | | | 第2週 | | | | | | | 第3週 | | | | | | | 第4週 | | | | | | | 4週の 合計 | 週平均 | 常勤 換算 | | | | | |
|----------|----------|--------------|---------------|--------------|-----|-----|-----|-----|-----|---|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|-----------|-----|----------|-------|------|------|------|-----|
| | | | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | | | | 29 | 30 | 31 | | |
| | | | | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | | | | 月 | 火 | 水 | | |
| 基準 人員 | サービス提供時間 | | | (a) | (a) | (a) | (a) | (a) | (b) | | (a) | (a) | (a) | (a) | (a) | (b) | | (a) | (a) | (a) | (a) | (a) | (b) | | (a) | (a) | (a) | (a) | (a) | (b) | | (a) | (a) | (a) | | | | | |
| | 利用児童数 | | | 4 | 8 | 6 | 10 | 9 | 7 | | 4 | 8 | 6 | 12 | 9 | 7 | | 4 | 8 | 6 | 10 | 9 | 7 | | 4 | 8 | 6 | 10 | 9 | 7 | | 4 | 8 | 6 | | | | | |
| | A | 保育士 | 常勤 | | ① | ① | ① | ① | ③ | | | ① | ① | ① | ① | ③ | | | ① | ① | ① | ① | ③ | | | ① | ① | ① | ① | ③ | | | ① | ① | 160.0 | 40.0 | 1.0 | | |
| | B | 児童指導員 | 非常勤 | ② | ② | ② | ② | ② | | ② | ② | ② | ② | ② | | ② | ② | ② | ② | ② | | ② | ② | ② | ② | ② | | ② | ② | ② | ② | ② | | ② | ② | ② | 80.0 | 20.0 | 0.5 |
| | C | 児童指導員 | 常勤 | ① | | | | ③ | | ① | | | ① | ③ | | ① | | | | ③ | | ① | | | | ③ | | ① | | | ③ | ① | | | ① | | 72.0 | 18.0 | 0.4 |
| 基準人員配置数 | | | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | | 2 | 2 | 2 | 3 | 2 | 2 | | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | | 2 | 2 | 2 | | | | | | |
| 加配 人員 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0.0 | 0.0 | 0.0 | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0.0 | 0.0 | 0.0 | | | |
| | | | | 合 計 (理学療法士等) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0.0 | 0.0 | 0.0 | | |
| | C | 児童指導員 | 常勤 | ① | ① | ① | | | ① | | ① | | | | | ① | ① | ① | | | | ① | ① | ① | | | | ① | ① | ① | | | ① | | 88.0 | 22.0 | 0.5 | | |
| | D | 強度行動障害 研修修了者 | 非常勤 | ② | ② | ② | ② | ② | | ② | ② | ② | ② | ② | | ② | ② | ② | ② | ② | | ② | ② | ② | ② | ② | | ② | ② | ② | ② | ② | | ② | ② | | 80.0 | 20.0 | 0.5 |
| | | | 合 計 (児童指導員等) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 168.0 | 42.0 | 1.0 | | | |
| | | | 合 計 (その他の従業者) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0.0 | 0.0 | 0.0 | | | |
| | | | ⇒ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 40.0 | | | |

※1) 利用児童数が11～15人の日は、基準人員は3となる。

※2) Cさんの勤務について、基準人員として配置を行わない日は加配人員として計上可能。ただし、1日の勤務時間を基準人員と加配人員に分けることは不可。

※事前に届け出た職員体制が満たせない場合は、加算の算定自体が不可となる。

<サービス提供時間> (a) 14:30 - 17:30 (b) 9:00 - 17:00
 <従業者の勤務時間> ① 9:30 - 18:30 ② 14:00 - 18:00 ③ 8:30 - 17:30

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準に係るQ&Aについて

| 問 | 質問内容 | 回答 |
|---|--|---|
| 1 | <p>営業日が週7日の事業所の場合、常勤の職員については、労働基準法等の関係法令に基づき、週休2日とする必要等があり、法令上置けない日や、有休休暇等の取得により事業所に置くことができない日が生じる。</p> <p>指定児童発達支援事業所（児童発達支援センター以外で、主として重症心身障害児を通わせる事業所以外）において、常勤の児童指導員又は保育士が休暇を取得する日は、当該休暇を取得する常勤職員とは別に、常勤の児童指導員又は保育士を置く必要があるのか。</p> | <p>指定通所基準では、児童指導員又は保育士のうち1人以上は常勤職員であることとしているが、常勤職員がサービス提供時間帯を通じて児童発達支援の提供に当たることまでは定めていない。</p> <p>一方、児童指導員又は保育士は、児童発達支援の提供時間帯を通じて2名以上置く必要がある。</p> <p>よって、労働基準法等との関係で、常勤の職員が休暇を取得する場合は、当該休暇を取得する職員以外の児童指導員又は保育士を配置して、サービス提供時間帯を通じて2名以上配置する必要があるが、当該2名以上の職員が常勤職員である必要まではない。</p> |
| 2 | <p>児童発達支援管理責任者が常勤で1人配置されている児童発達支援事業所において、労働基準法等で定める児童発達支援管理責任者が休暇を取得する日には、当該職員とは別に、常勤の児童発達支援管理責任者を配置する必要があるのか。</p> | <p>指定通所基準では、児童発達支援管理責任者について、サービス提供時間帯を通じて児童発達支援の提供に当たることまでは定めていないため、労働基準法等に定める休暇を取得する場合に、代わりの児童発達支援管理責任者を置くことまでは求めていない。なお、管理者についても同様である。</p> <p>一方、指定通所基準では、緊急時等の対応や事故発生時の対応を規定しており、これらは管理者や児童発達支援管理責任者の出勤の有無に関わらず適切に行う必要があるため、この点も踏まえ、必要な人員配置や連絡体制を確保されたい。</p> <p>なお、この取扱いは主として通わせる障害種別に関わらず、指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービスに共通するものである。</p> |
| 3 | <p>児童指導員等加配加算は、児童発達支援給付費又は放課後等デイサービス給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、理学療法士・児童指導員等を常勤換算で1以上配置することが要件とされているが、「算定に必要な従業者」とは、10:2等の割合で配置する必要がある児童指導員又は保育士のみを指すのか。或いは、管理者や児童発達支援管理責任者等を含めた、全ての職種を指すと考えるのか。</p> | <p>指定基準に定める全ての職種を指したものである。よって、児童指導員又は保育士が、指定基準で置くこととしている員数+1名の配置がされていても、児童発達支援管理責任者に欠如が生じている等の場合は、本加算を算定することはできない。</p> |
| 4 | <p>児童指導員等加配加算の対象となる加配職員（理学療法士・児童指導員等）を常勤で雇用したとき、当該常勤職員が休暇を取得する場合、休暇を取得した日は加配職員が不在のため、児童指導員等加配加算を算定できないと解するのか。</p> | <p>児童指導員等加配加算は児童指導員等を常勤換算で1人以上配置したときに算定できる。常勤職員の場合、有給休暇等を取得するときは欠如としては扱わない（常勤換算として計上できる）ので、1週間を通じて常勤換算で1人以上の配置がされているなら、1週間の各日の請求において児童指導員等加配加算を算定することは可能である。</p> <p>なお、暦月で一ヶ月を超えるような休暇となる場合はこの取扱いは認められない点に留意すること。</p> |
| 5 | <p>問1の場合に、児童指導員等加配加算の要件として配置している従業者を基準人員として取扱った場合、児童指導員等加配加算の常勤換算から除外することになるが、その結果、常勤換算1.0以上に満たなくなる場合、当該月の全日の日について、加配加算が算定できなくなるという理解で良いか。</p> | <p>基準人員が有給休暇等で不在となり、加配加算の要件として配置している従業者を基準人員として取扱った日については、常勤換算に含めて良いが、その場合、当該日については算定できない。</p> |

各種届出について

届出の提出については、下記の内容をしっかりと確認し適切な対応をよろしくお願いいたします。

1. 変更届

人員や運営規程等に関する変更について、変更後 10 日以内に提出してください。設備・平面図等の変更は計画段階で御相談ください。

※別紙1「変更届添付書類一覧」より、該当する書類を変更届とともに提出してください。

2. 廃止・休止・再開届

指定障がい福祉サービス事業所の廃止（休止）をする場合は、廃止（休止）の1か月前までに県障がい福祉課に廃止（休止）届を御提出ください。

また、再開の場合は、再開の日から 10 日以内に県障がい福祉課に再開届を御提出ください。

3. 障がい児（通所・入所）給付費の加算に関する届出

サービスの報酬のうち、一定の加算を請求する場合には、あらかじめ届出が必要となります。

※留意事項

(1) 届出が必要な加算等については、届出がなければ算定できません。届出がなく算定を行った場合は、不当利得となるので返還措置の対象となります。

また、事業所からの届出内容に誤りがあり過払いとなった場合も返還措置の対象となりますので、加算の要件及び届出の内容については、必ず各事業所で確認の上提出してください。

(2) 届出に係る加算等（算定される単位数が増えるものに限る。）については、届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月から算定を開始することになります。

(3) 加算等が算定されなくなる場合は、速やかにその旨を届け出てください。

なお、この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行わないこととなります

4. 事故報告

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町村、障がい児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置（病院受診、賠償など）を講じてください。

5. 自己評価

おおむね1年に1回以上、自己評価及び事業所を利用する障がい児の保護者による評価を行い、その結果等を公表する必要があります。

6. 定員の変更

- (1) 定員を「減らす」場合・・・変更後10日以内に変更届出書をご提出ください。
- (2) 定員を「増やす」場合・・・変更を行う45日前までに指定変更申請書をご提出ください。様式が必要な場合は、障がい福祉課へ直接連絡してください。

7. 業務管理体制の整備に関する事項の届出

障害児通所（入所）支援事業者等において、不正事案の発生防止の観点から、事業運営の適正化を図るための体制が整備されているかどうかを指します。具体的には、事業所等職員の法令遵守を確保するための責任者が置かれていること、開設する事業所等の数に応じ、法令遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載した「法令遵守規程」の整備、外部監査などによる「業務執行の状況の監査」が行われていることが必要とされます。

各種様式はHPにありますのでご活用ください。

トップ > くらし・健康・福祉 > 障がい者 > 地域生活・自立支援 > 児童福祉法に係る障害児通所（入所）支援事業者指定及び各種届出について

<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/shogaifukushi/kurashi/shogaisha/20171006082730.html>

変更届添付書類一覧

別紙 1

変更届出書(様式第14号の15)に下表の書類を添付してください。

| 番号 | 変更があった事項 | 必要な添付書類(変更後のもの) | 備考 |
|----|--|---|---|
| 1 | 事業所(施設)の名称 | 運営規程 | |
| 2 | 事業所(施設)の所在地(設置の場所) | 運営規程 事業所・施設の平面図 事業所の設備・備品等一覧表 建物の登記簿謄本又は建物賃貸借契約書の写し | 指導訓練室等、設備基準で必要な部屋について、基準を満たしていることを具体的に記載すること。 謄本について1部は原本。残り1部は写しで可。 |
| 3 | 申請者(設置者)の名称 | 定款 登記簿の謄本(履歴事項全部証明書) 運営規程 | 1部は原本。残り1部は写しで可。 |
| 4 | 主たる事務所の所在地 | 定款 登記簿の謄本(履歴事項全部証明書) 運営規程 | 1部は原本。残り1部は写しで可。 |
| 5 | 代表者の氏名及び住所(役員(理事)の氏名及び住所含む) | 登記簿の謄本(履歴事項全部証明書) 法第21条誓約書及び役員等名簿 | 住所のみの変更の場合は不要。役員等名簿の押印は、変更者のみで可。 |
| 6 | 定款・寄付行為等及びその登記事項証明書又は条例等(当該指定に係る事業に関するものに限る) | 定款 登記簿の謄本(履歴事項全部証明書) | 1部は原本。残り1部は写しで可。 |
| 7 | 医療法第7条の許可を受けた病院又は診療所であること | 開設許可事項変更許可証等、変更が生じたことに対して医療法に基づく許可を受けたことを示す書類の写し | 医療型のみ該当 |
| 8 | 事業所(施設)の平面図及び設備の概要 | 事業所・施設の平面図 事業所の設備・備品等一覧表 建物の登記簿謄本又は建物賃貸借契約書の写し 管理者の経歴書 | 謄本について1部は原本。残り1部は写しで可。 |
| 9 | 事業所(施設)の管理者の氏名及び住所 | 法第21条誓約書及び役員等名簿 | 住所のみの変更の場合は不要。役員等名簿の押印は、変更者のみで可。 |
| 10 | 事業所(施設)の児童発達支援管理責任者の氏名及び住所 | 児童発達支援管理責任者の経歴書 資格証明書の写し、研修修了証の写し 実務経験証明書 | 住所のみの変更の場合は不要。 児童発達支援管理責任者研修の修了証及び相談支援従事者初任者研修(講義部分)の修了証が必要。 住所のみの変更の場合は不要。 |
| 11 | 主たる対象者 | 運営規程 | |
| 12 | 運営規程 | 運営規程 組織体制図、勤務形態一覧表 | 定員変更に伴い、従業者の配置変更などがある場合。 |
| 13 | 障害児(入所・給付)費の請求に関する事項 | 障害児(通所・入所)給付費算定に係る体制等に関する届出書(各種加算の算定に変更がある場合) | |
| 14 | 協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約内容 | 協力医療機関との契約の内容 | |

※上記書類の他、必要に応じて別途書類の提出を求める場合があります。

※「13 障害児(入所・給付)費の請求に関する事項」については、障がい福祉課へ1部御提出ください。

事務連絡
令和5年6月27日

各都道府県・市町村保育主管課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
各都道府県・指定都市・中核市・
児童相談所設置市認可外保育施設担当課(室)
各都道府県・指定都市・中核市児童福祉主管部(局) 御中
各都道府県・指定都市・中核市障害児支援主管課
各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
附属学校を置く国立大学法人担当課
各都道府県私立学校主管課

こども家庭庁成育局安全対策課
こども家庭庁成育局保育政策課
こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室
こども家庭庁支援局障害児支援課
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課

送迎用バスに対する安全装置の装備状況の調査結果及び装備促進について

教育・保育施設等の安全管理の徹底について、平素より御理解・御協力をいただき、有難うございます。

また、令和5年5月22日付け、事務連絡「教育・保育施設等における送迎用バスに対する安全装置の装備促進及び装備状況の調査について」により御依頼致しました、保育所、幼稚園、認定こども園等（以下「施設等」という。）において運行される送迎用バスに対する安全装置の装備状況の調査に御協力いただき、大変、有難うございました。

送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置の装備の義務付けについては、関係府省令等の所要の改正が行われ、令和5年4月1日に既に施行されており、令和6年3月末までの1年間を経過措置として設定しているものの、可能な限り6月末までに装備するようお願いしてきたところであります。

しかしながら、今回の装備状況調査の結果、約45%の送迎用バスが6月末までに当該装置を装備する目途が立っていないことが判明しました。

なお、装備が進んでいない主な理由として、施設等においては、普段送迎を実施していることから装置を装備することが出来る時間帯が限られているため、取付け事業者との調整が困難であることや、一部の安全装置の入手に時間がかかること等が挙げられています。

これから夏季に向け、取付け事業者がエアコン修理等の他業務の繁忙期に入ることも踏まえ、可能な限り早期に安全装置の装備が完了するよう、下記について、各担当主管課におい

て様々な機会を捉えて、別表の施設等に対し、周知徹底を図るようよろしくお願いします。

なお、別添1、2のとおり安全装置のメーカー及び取付け事業者の団体にも依頼文を发出しておりますので申し添えます。

送迎用バスに対する安全装置の装備状況の調査結果については別添3のとおりであり、こども家庭庁HPにも公表しておりますので、装備促進の参考としてください。

また、各自治体においても、こどもの安全に関する情報を、保護者等に積極的に提供するという観点から、市区町村等において、管内の施設・事業における装備状況・予定について一覽的に公表することを積極的に検討していただくとともに、公表の実施結果や公表予定について、様式は問いませんので、こども家庭庁成育局安全対策課事故対策係までメールにて報告をお願いします。

最後に、先般もお願いしておりますが、安全装置設置に関する補助事業の実施については、令和5年4月19日こ成保第15号こども家庭庁成育局長通知「認可保育所等設置支援等事業の実施について」等においてお示ししているところですが、上記を踏まえ早急に事業実施に着手していただきますよう重ねてお願いします。

記

- 1 これから車内置き去りによる熱中症等のリスクがさらに上昇することや、取付け事業者が繁忙期に入ることを考慮し、こどもの安全を第一に考え、極力早く装備を進めること。
(取付け事業者との作業時間の調整が困難である場合、こどもの安全を考え、平日にこだわらず、休日に作業することも検討すること。)
- 2 こども家庭庁のHPにおいて、国土交通省において策定された「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に適合する安全装置のリストを公開しており、また、各装置メーカーのHPにおいて、納品状況、取付けまでにかかる期間の明示を依頼しているので、早期の取付けに向け参考にすること。
なお、空きのある取付け事業者を探したい場合には、ディーラー、自動車整備工場、下記の事業者一覧等を参照すること。
- 3 やむを得ず安全装置が装備できていない間も、運転席に確認を促すチェックシートを備え付けるとともに、車体後方にこどもの所在確認を行ったことを記録する書面を備えるなどの代替措置を徹底すること。
- 4 こどもの安全に関する情報を保護者等に積極的に提供するという観点から、自分の施設における安全装置の装備予定や代替措置の実施状況等の情報を、保護者に情報提供することを検討すること。

- 5 安全装置はあくまで、ヒューマンエラーを補完するものであり、安全装置の装備の有無に関わらず、こどもの乗り降りの際、職員による点呼やこどもの顔を目視する等の方法により、置き去りを防ぐための所在確認を確実に実施すること。
- 6 国土交通省が策定した安全装置のガイドラインに適合しているものであれば、令和4年9月5日以降に設置された安全装置は補助対象となるので、早期に装備を進めること。

【公表資料等】

- 送迎用バスに対する安全装置の装備状況の調査結果
https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/anzen_kanri/kekka/
- 送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のリストについて
<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/list/>
- 事業者一覧
http://www.jidosha-densou.or.jp/member_list/member_list_index.html

【問合せ先】

- **こどものバス送迎・安全徹底プラン及び公表に関すること**
こども家庭庁成育局安全対策課事故対策係
TEL：03-6858-0183
- **幼稚園、特別支援学校及び認定こども園（幼稚園型）に関する
こと**
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室交通安全・防犯教育係
TEL：03-6734-2695
- **保育所、認定こども園（幼稚園型を除く）、家庭的保育事業、小
規模保育事業及び事業所内保育事業に関すること**
こども家庭庁成育局保育政策課企画法令第一係
TEL：03-6858-0058
- **認可外保育施設（全類型）に関すること**
こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室指導係
TEL：03-6858-0133
- **児童発達支援センター、指定児童発達支援事業所及び放課後等
デイサービスに関すること**
こども家庭庁支援局障害児支援課障害児支援係
TEL：03-6861-0063

(別表 1)

| 施設等 | 担当主管課 |
|------------------------------|---------------------------|
| 域内の保育所（地域型保育事業、認可外保育施設を含む。） | 各都道府県・市町村保育主管課 |
| 所管の幼稚園及び特別支援学校並びに域内の市町村教育委員会 | 各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課 |
| 所管の私立幼稚園及び私立特別支援学校 | 各都道府県私立学校主管課 |
| 附属の幼稚園及び特別支援学校 | 附属幼稚園又は特別支援学校を置く国立大学法人担当課 |
| 域内の市区町村認定こども園主管課及び所管の認定こども園 | 各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課 |
| 域内の指定障害児通所支援事業実施事業所 | 各都道府県・指定都市・中核市障害児支援担当課 |